令和８年第２回定例会（第４号）

令和８年７月１日（水曜日）午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　発言取消の申出の件
日程第　３　議案第３６号　令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）
日程第　４　議案第３７号　令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第　５　議案第３８号　令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第　６　議案第３９号　令和８年度七飯町一般会計補正予算（第４号）
日程第　７　議案第４０号　令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第　８　発議案第３号　特別委員会設置に関する決議
日程第　９　発議案第４号　東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書
日程第１０　発議案第５号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第１１　発議案第６号　地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第１２　発議案第７号　将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書
日程第１３　議員派遣について
日程第１４　閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副議長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　﨑　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	タ　ケ　聡　美
	５番	川　上　弘　一		６番	楢　山　明　央
	７番	田　村　敏　郎		８番	稲　垣　明　美
	９番	中　川　友　規		１０番	平　松　俊　一
	１１番	上　野　武　彦		１２番	池　田　誠　悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長　杉　原　　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

統括監（行財政改革担当）兼財政課長	青　山　栄久雄	統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長	川　島　篤　実
総務課長	中　村　雄　司	情報防災課長	村　上　宏　樹

政策推進課長	笠原泰之	税務課長	池田　晃
会計課長	佐々木宏美	住民課長	福川晃也
環境生活課長	村山徳收	福祉課長	谷口真樹
子育て支援課長	川崎惠子	健康推進課長	竹内圭介
商工労働観光課長	岩上　剛	農林水産課長	松本博和
土木課長	坂田純一	上下水道課長	庭田昌輝

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長	侶楼　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長	柴田　憲
生涯教育課長	花巻　亘	スポーツ振興課長	髙橋雅貴
学校給食センター長	福永崇弘		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長	松本博和

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

７番	田村敏郎	８番	稲垣明美

午前１０時００分　開議

開　　議　　宣　　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和８年第２回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

７番　田　村　敏　郎　議員

８番　稲　垣　明　美　議員

以上２議員を指名いたします。

日程第２

発言の取消の申出の件

○議長（木下　敏）　日程第２　発言の取消の申出の件を議題といたします。

町長から、６月１８日の会議における田村敏郎議員からの令和８年度施政方針についての一般質問に対する発言について、議会運営例規第１０４項の規定により、お手元に配付のとおり発言取消申出書に記載した部分を取消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

この発言取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、町長からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

日程第３

議案第３６号　令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）

日程第４

議案第３７号　令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第５

議案第３８号　令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（木下　敏）　日程第３　議案第３６号令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）、日程第４　議案第３７号令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）、日程第５　議案第３８号令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）以上３件について、一括として議題といたします。

ただいま議題といたしました３件の案件につきましては、６月２２日の本会議において、令和８年度予算審査特別委員会に付託されたものであります。

休会中に審査を終了しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。

中川委員長。

○９番（中川友規）　委員会報告第１１号令和８年度予算審査特別委員会報告書。

令和８年６月２２日、第２回定例会における議決に基づき、当特別委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和８年６月２６日、七飯町議会議長、木下聡様。

令和８年度予算審査特別委員会委員長、中川友規。

記。

１、審査に付託された事件名。

（１）議案第３６号令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）。

（２）議案第３７号令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）。

（３）議案第３８号令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）。

２、審査の経過。

令和８年６月２２日、２３日、２４日、２５日、２６日の５日間、委員会を開催し、町長、教

育長、統括監、教育監、担当課長、センター長及び事務局長の出席を求め、審査を行った。

３、決定及び理由。

（１）議案第３６号令和８年度七飯町一般会計補正予算第（第３号）。

決定。

修正可決。

理由。

提案された令和８年度一般会計の補正予算額は９億４０３万1，０００円で、その内訳は政策予算として３２事業７億２２５万9，０００円、通常の補正予算として１１事業２億１７７万2，０００円となっており、補正予算後の合計額では、前年度同期と比較して１３億1，８１０万3，０００円、１０．５％増加しております。

町長への総括質疑及び答弁は以下のとおりであります。

①保健センター管理費施設修繕料。

質問。

子育て支援課事務室への受付窓やカウンター設置等改修費の必要性について。

答弁。

初めに、保健センター管理費施設修繕料についてでございますが、子育て支援課は子ども家庭センターも運営しており、現在は保健センター奥側の会議室を転用し執務を行っております。

会議室を転用した現状の事務室は、本来受付窓口として整備された空間ではないため、来庁者から「場所が分かりづらい」「入りづらい」といった声が寄せられ、利用者の利便性の面で課題が生じております。

今回の改修はこうした状況を踏まえ、来庁者が安心して手続や相談を行える受付環境を整備するとともに、職員が適切に個人情報を取り扱いながら業務を行う環境を確保するため、行政サービスの質の向上につながるものと考え、予算計上した次第でございます。

②道の駅施設修繕料。

質問。

浄化槽ガイドパイプ交換修繕料が計上されているが、その際、エアレーション機能を追加する考えはないか。

答弁。

この点につきましては、浄化槽保守管理契約を行っている専門事業者に技術的な助言を求めたところ、当該浄化槽は国による形式認定の対象となっている設備であり、その機能性をさらに追加するということは、国の認定外の使用となってしまいます。

現在のエアレーション設備は、その浄化槽の設計容量と能力に対して既に最適な空気量が供給されるよう設計調整されておりますことから、御質問にございますエアレーション機能の追加については現在考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

③町長公用車購入費。

質問。

特段の不具合がない中、このタイミングで購入する必要について。

答弁。

現町長公用車は、本年８月に購入後１５年目の車検を迎え、走行距離も現在１６万7，０００キロを超えております。説明が不十分で申し訳ありませんでした。

特段の不具合がないのではなく、現状はエンジンオイルの消耗が激しく、２か月に一度の頻度で補充する状況にあります。これらはピストンリングの不具合により、燃焼室にオイルが入り込み、異常な速さでオイルが消費される症状が考えられます。

また、ハイブリッドの車両であり、今後はバッテリーの交換費用４６万円程度かかることも見込まれております。ハイブリッドバッテリーの寿命は、通常１０万キロから１５万キロ、または８年から１０年が交換の目安で、バッテリーが劣化するとエンジンが稼働する時間が増え、結果的にオイルやガソリンの消費スピードが早まることとなります。

現町長公用車にその症状が現れてきておりますが、今後の車両の更新を想定し、これまで必要最低限の整備にとどめてきたところでございます。

そういうような状況でございまして、車の状況を見ながら、できれば更新をしていきたいと考えております。

④まちづくり政策事業費。

質問。

官学連携事業の目的と必要性について。

答弁。

この事業は、昨年８月に町議会主催で開催した財政セミナーの講師で、北海道大学公共政策大学院公共政策学連携研究部の教授から御紹介いただいた大学生を中心とした地方創生を研究している学生団体に、学生の外から目線による地域振興及び関係人口創出について、七飯町の魅力や地域資源の研究、若手職員との交流、意見交換をしながら、まちづくりの提案をいただくものです。

先行事例としては、オホーツク管内の町と連携し、地方創生に挑戦するというテーマを掲げて、地域振興策を提案しております。

七飯町においては、フィールドワークによる町の魅力や地域資源の研究、若手職員や町民との交流により、町の現状や課題、特色や魅力を発掘いただいた中で、移住定住や交流人口、関係人口の創出施策や食と観光資源の活用など、学生らしい自由な発想でまちづくりに対する企画提案をいただくことを目的としております。

⑤水泳学習支援実証事業委託料。

質問。

一つの学年の実施であっても３７万５，０００円計上されているが、今後の水泳事業の方向性について。

答弁。

これは教員の負担軽減と外部指導員による児童への適切な習熟度別の指導による効果を図ることを目的として、試験的に委託事業を行いたいと考えております。その中で、七重小学校の一つの学年全体を対象としたのは、七重小学校にプールがなく、一定の児童数も学年で確保できるということから選定したものであります。

実証事業の実施により、教員の負担軽減はもとより、七飯町における教育の質の向上につながる研修の材料になるものと考えておりますが、今後のプール授業の在り方を検討する上で、検証したいと考えております。

今回は１回の検証ということでお試しをするということなのですが、今後、この検証を学校ごとに意見交換をしながら、将来的にプール学習をどのように進めていくかというのを考えるとか、検証していくきっかけづくりということで、まずは、今年度１回やってみて、学校の教員の現場の方々と意見交換をするというような考え方ですので、実証実験を進めていただきたいと考えているところであります。

⑥藤城小学校グラウンド外構整備工事。

質問。

令和７年第３回定例会にて校舎等営繕費詳細設計委託料１，５４８万円が可決されているが、それは現状のコンクリート擁壁を設置すると捉えていた。

令和７年１０月の民生文教常任委員会で情報提供があったようだが、ほかの議員は把握していない状況であり、議員に対して説明が不十分だと考える。

教育委員会の説明では、比較検討して予算計上されたテラセル擁壁は、景観や維持管理などの長期的な視点から、まだ検討が必要である上、現状復帰が基本であると考えるが、町長の見解を伺いたい。

答弁。

令和７年１２月２日の民生文教常任委員会報告書（委員会報告第１５号）において、まとめとして、子どもたちがグランドを利用するに当たり、支障が生じない方法の検討を行い、地域に対しても十分な説明を行った上で対応に当たることを望むとされました。

担当課で工法の検討を行い、２回の住民説明会を得て、令和８年４月２８日開催の民生文教常任委員会に情報提供を行ったところです。

藤城小学校グラウンド外構整備については、既存の底盤を残したまま施工が可能であること、使用する部材が少なく、施工方法も展開・充填・転圧の繰り返し作業のため、施工期間の短縮が可能であること、狭小な現場に向いていることなどのメリットから４案提案いたしましたが、その中の第３案のもたれ式擁壁を採用させて、景観や維持管理などの御指摘もございますが、既に設計を終えており、今回提案した工法で施工してまいりたいと考えているところでございます。

町長への総括質疑及び答弁については、１回目のみを記載しております。項目別に２回目以降も質疑をしております。

特に、まちづく政策事業（官学連携事業）及び水泳学習支援実証事業については、慎重に再精査した上での予算執行を望むとの意見があった。

町は藤城小学校グラウンド外構の擁壁が民家側に倒れかかり、大型コンクリートブロックを設置して応急的に対応していた箇所について、今定例会で補修工事費を補正予算計上しているが、現地の安全性は確保されており、早期に補修する緊急性はない状態である。

また、藤城小学校グラウンドの擁壁補修工事の施工方法（テラセル擁壁）について、今後の維持管理を考慮した中で再検討が必要であるとの理由から、校舎等営繕費（小学校）事業のうち、藤城小学校グラウンド周辺影響業務委託料５４７万８，０００円、藤城小学校グラウンド外構整備工事請負費２，４３１万円、合計２，９７８万８，０００円を減額する修正案が別紙のとおり提出され、委員長を除く全委員１２名で起立採決をした結果、全委員一致で修正案のとおり可決すべきものと決定した。

また、修正部分を除く原案については、全委員一致で原案可決すべきものと決定した。

（２）議案第３７号令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）。

決定、原案可決。

理由。

令和８年度水道事業会計の補正予算額（収益的支出と資本的支出の合計）は１億５，２８６万４，０００円で、補正予算後の合計額では、前年度同期と比較して１億２，９４８万２，０００円、１１．５％増加している。増加の要因は、主に各地区における老朽管布設替工事の増加によるものである。

以上のことを踏まえ、慎重に審査した結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

（３）議案第３８号令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）。

決定、原案可決。

理由。

令和８年度下水道事業会計の補正予算額（収益的支出と資本的支出の合計）は９３２万円で、補正予算後の合計額では、前年度同期と比較して２億１，０３１万８，０００円、１７．０％増加している。増加の要因は、主に下水道事業広域化も踏まえた大沼下水浄化センターの設備更新工事によるものである。

以上のことを踏まえ、慎重に審査した結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

下は表となっておりますので、御覧ください。

４、まとめ。

令和８年４月２９日に発生した渡島廃棄物処理広域連合ごみ処理施設「クリーンおしま」の火災により、可燃ごみの代替え処理に関する費用負担の増大が懸念されている。今後、新たな負担金の発生が影響し、町財政が厳しくなるのは確実で、来年度の当初予算編成が非常に厳しい状況となることが予想されている。

町においては、既に予算化された事業についての必要性を再度検証し、慎重な予算執行を委員会として強く望む。

以上、報告といたします。

○議長（木下　敏）　令和８年度予算審査特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第７９項の規定により、質疑を省略いたします。

委員長、お疲れさまでした。

これより討論を行いますが、本案に対する委員長の報告は、修正可決であります。

まず、原案に賛成の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　次に、原案及び修正案に反対の討論を許します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　次に、修正案に賛成の討論を許します。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）に対する修正案に、賛成の

討論を行います。

今回提出された修正案で、特に金額が大きい案件は、教育費の藤城小学校整備事業であります。２０１３年に新校舎が完成し、南側民地境界へＬ型コンクリート擁壁を設置しましたが、この一部に傾倒が発見され、現地調査を経て幾つかの多様策の中から選ばれた施工案が今回予算化されました。

これまでの進行状況を踏まえた予算案としては、特段の問題はなく理解できるものですが、本年４月、広域連合で運営するクリーンおしまで発生した火災爆発事故対策に、今後も含めて多額の費用負担が予想されます。

この現状下で緊急的な修復を要しない整備事業を、議会側では予算化の必要性を優先させる理由に当たらないと判断しました。

教育委員会では、傾倒が発見されてから住民対応と応急処置を行い、調査設計も済ませており、いつでも整備事業の実施が可能な状況となっている現状を住民側も理解を示しております。その上で、多額の費用を行使してまで修繕工事を今すぐ実施することは望まないと、近隣住民からの声もあり、今回の修正案は十分に支持できるものと判断いたします。

よって、令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）に対する修正案に賛成するものであります。

○議長（木下　敏）　ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　以上で、討論を終わります。

これより、議案第３６号令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）について、起立により採決を行います。

本案の委員長の報告は、修正可決であります。

よって、先に委員会の修正案について、起立により採決を行います。

委員会の修正案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下　敏）　起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決を行います。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下　敏）　起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第３７号令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）の委員長の報告は、原案可決であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第３８号令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）の委員長の報告は、原案可決であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第６

議案第３９号　令和８年度七飯町一般会計補正予算（第４号）

○議長（木下　敏）　日程第６　議案第３９号令和８年度七飯町一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

統括監（行財政改革担当）兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財務課長（青山栄久雄）　それでは、議案第３９号令和８年度七飯町一般会計補正予算（第４号）について、提案説明申し上げます。

このたび提案します補正予算については、クリーンおしまの火災による施設の全面停止により、この施設を運営する渡島廃棄物処理広域連合が、令和８年４月２９日の火災発生日から６月３０日までの期間に対応した臨時緊急的経費と、その後の７月１日後に発生する可燃ごみの代替処理費用を見込んだ一連の関連予算を、去る６月２９日に開催された広域連合議会臨時会において補正予算を計上し、議決されたことから、構成市町の負担割合による七飯町の負担金を本定例会に追加の補正予算として提案するものでございます。

それでは補正予算の説明となりますが、第１条は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億６，８２４万３，０００円を追加し、先ほどの令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）の修正可決により、規定の現計予算額を調整後、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１４３億５，３７９万２，０００円とするものでございます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

７ページをお開きください。

４款衛生費２項２目じん芥処理費の可燃ごみ応急処理及び広域処理事業費は、１１節役務費として、クリーンおしまの火災発生後５月１日から５月１６日までの期間において、七飯町の事業系直接搬入ごみを北斗市の一般廃棄物最終処分場に搬出、仮置き処分された北斗市への可燃ごみ代替処分手数料に１９４万４，０００円を追加。

次に、１２節委託料は、さきの一般会計補正予算（第２号）の専決処分により、収集した可燃ごみを仮置きするための袋詰め、運搬、一時保管する作業費用として、６月３０日までの期間分確保しておりましたが、７月１日以降に発生する作業費用について、令和８年１２月３１日まで延長する追加分の補正予算に９，４４４万６，０００円を追加。

最後に１８節負担金、補助及び交付金は、クリーンおしまの火災による渡島廃棄物処理広域連合構成市町１市９町から排出される可燃ごみの代替処理費のほか、火災発生時の対応経費、施設の被害状況調査費、構成市町が直接執行するごみ処理対策経費などの関連予算が広域連合の補正予算に追加され、七飯町の負担割合に基づき、追加の負担金として計上するもので、４億７，１８５万３，０００円を追加し、事業合計で５億６，８２４万３，０００円を追加いたします。

続いて、５ページの歳入にお戻り願います。

１３款使用料及び手数料２項２目衛生手数料は、七飯町の事業者が５月１日から５月１６日までの期間において、北斗市へ搬出した可燃ごみを七飯町の手数料条例に基づき、じん芥処理手数料を徴収するもので、９７万２，０００円を追加。

次に１８款繰入金１項１目財政調整基金繰入金は、クリーンおしまの火災対応に要する追加の負担金に充てるため、４億４，２００万円を追加。

１９款１項１目繰越金の前年度繰越金は、この補正予算の歳入歳出差引調整額に５６万円を追加。

最後に２０款諸収入５項４目雑入は、広域連合構成市町がクリーンおしまの火災による緊急対応として、それぞれの構成市町において実施する必要な契約及び支出を直接執行する経費に対し、広域連合からごみ処理対策負担金として精算されるもので、当町の場合は可燃ごみ仮置き場設置造成分の１，０８１万３，０００円のほか、可燃ごみ仮置き集積運搬産業費の専決分、今回の補正分合わせて１億１，２９２万６，０００円、可燃ごみ代替処分手数料とじん芥処理手数料の差額分９７万２，０００円の合計、１億２，４７１万１，０００円の直接執行費が精算の対象となっているものでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　補正の理由はクリーンおしまの火災爆発発生に伴う費用負担ということで、今、財政課長から詳しくいただきました。

８ページですけれども衛生費のじん芥処理費１８節の負担金、補助及び交付金の負担金、補助及び交付金の追加負担分の内容と、構成市町の負担割でなっているのかなと思いますけれども、そことあと広域負担の積算根拠について、もう一度改めて伺いたいと思います。

○議長（木下　敏）　統括監（行政財政改革担当）兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財務課長（青山栄久雄）　それでは、改めまして七飯町の負担金として計上された４億７，１８５万３，０００円の内訳について、まずこれは広域連合の補正予算から説明することになりますけれども、こちらにつきましては、広域連合では６月１０日の専決処分、６月２６日に開催された臨時会において第２号補正予算、第１号補正予算と第２号補正予算の合計が今回の対象になります。

この間の金額は総額２３億７，３４７万８，０００円の補正予算を計上して、これに対する関係市町の負担金としては２０億４，７３４万円となっております。

先ほどの２３億円の内訳としましては、火災によりまして当初の施設が全面停止しましたことから、施設の一運営費として、これはマイナスでございますが、５億１，３７６万７，０００円が減額となりまして、火災によるごみ処理の代替事業費として新たに２５億２，９４０万４，０００円と３，６５５万７，０００円の合計、これが２５億６，５９６万１，０００円が加算されました。

さらに、構成市町が行うごみ処理対策負担金として、合わせて２億７１８万９，０００円が計上されました。

また、火災発生後、中継処理施設を維持するというか、新たに発生したごみ処理の代替事業費として、合計の１億１，１４０万７，０００円が追加されました。

これらが対策経費として、総額で２８億８，４５５万７，０００円が追加され、それに対して５億１，３７６万７，０００円が減額された２３億７，３４７万８，０００円が対象金額となります。

さらに広域連合が現在残高として持っています基金からは３億１，１９８万１，０００円を基金から繰り入れて、さらに繰越金として６，９５９万７，０００円を計上してございます。

また、さらに当初で見込んでいた諸収入を減額しまして、実質的な広域連合が自主財源として追加に補正計上した金額が３億２，４１３万８，０００円、これは先ほど金額の２３億７，１４７万８，０００円から差し引いた２０億４，７３４万円が構成市町全体での経費になります。これは七飯町の負担割合に基づいて、負担割合から求めた金額が４億７，１８５万３，０００円となるところでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第３９号　令和８年度七飯町一般会計補正予算（第４号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７

議案第４０号　令和８年度七飯町下水道会計補正予算（第２号）

○議長（木下　敏）　日程第７　議案第４０号令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（庭田昌輝）　それでは、議案第４０号令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算

（第２号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算の概要ですが、当初予算にて計上しておりました大沼浄化センター自家発棟建設工事の入札不調により、設計変更の実施及び工期の後ろ倒しによる２か年事業化のため、予算の補正及び債務負担行為の追加を提案するものでございます。

それでは議案を御覧願います。

議案の第２条は、予算第４条に定めた資本的収入及び支出について、本文括弧書きの補塡財源を記載の内容に改めた上で、収入の部については、第１款資本的収入の既決予定額を３，８２０万円減額し、総額を３億９，３８３万４，０００円に。

また、支出の部については、第１款資本的支出の既決予定額を３，８２６万円減額し、総額を５億８，９１８万3，０００円とするものでございます。

次の第３条は、予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、議案に記載のとおり、浄化センター自家発棟建設事業について翌年度支払い予定分となる金額として、６，０５８万８，０００円を新たに追加するものでございます。

次の第４条は、予算第６条に定めた企業債の限度額を別紙のとおり補正するものでございますが、別紙として２ページ先の下水１ページから２ページを御覧願います。

こちらの企業債補正に記載のとおり、特環下水道事業について２億１，５６０万円から１億７，７４０万円へと３，８２０万円減額するものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の支出の説明となりますので、お手元の議案下水６ページをお引き願います。

１款資本的支出１項建設改良費１目処理場建設費は３，８２６万円の減額で、７１節施設改良費で浄化センター自家発棟建設工事の予算額を全体事業費から本年度支払予定額へと減額変更するものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の収入の説明となりますので、前の下水５ページを御覧願います。

１款資本的収入１項企業債１目下水道事業債は３，８２０万円の減額で、１節処理場建設債で支出の部で御説明した減額に伴い、その見合い分として予定していた事業債を減額するものでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４０号令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第２号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８

発議案第３号　特別委員会設置に関する決議

○議長（木下　敏）　日程第８　発議案第３号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○９番（中川友規）　発議案第３号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和８年６月２５日、七飯町議会議長、木下聡様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、稲垣明美議員、澤出明宏議員、川上弘一議員、楢山明央議員、川村主税議員。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり特別委員会を設置する。

１、名称。

町財政及び事業の執行に関する調査特別委員会。

２、設置の目的。

令和８年４月に発生したクリーンおしまでの爆発火災による災害により、ごみ処理に関する費用負担の増大が懸念されることから、町財政及び事業の執行に対する影響を調査するため。

３、構成人員。

議長を除く１３名。

４、権限。

設置の目的に掲げる調査を行うに当たり、地方自治法第９８条第１項の権限を付与する。

５、各活動機関。

調査が終了するまで閉会中も継続して調査を行う。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第３号特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました町財政及び事業の執行に関する調査特別委員会は、七飯町議会委員会条例第６条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

町財政及び事業の執行に関する調査特別委員会は、議長を除く全員の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、町財政及び事業の執行に関する調査特別委員会には、議長を除く全員の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午前１０時４３分　休憩

午前１０時４９分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

ただいま町財政及び事業の執行に関する調査特別委員会より、委員長に中川友規議員、副委員長に田村敏郎議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。

副委員長も一緒にお願いいたします。

○９番（中川友規）　ただいま町財政及び事業の執行に関する調査特別委員会委員長に御指名をいただきました中川友規と申します。

隣は副委員長の田村敏郎議員でございます。

設置の目的にもありましたとおり、クリーンおしまの爆発火災による災害状況ということで、七飯町においては、まさに想定外の財政運営という状況になっております。

議員の皆様方と、また、理事者の皆様方ともこの件については協議をしっかりとした上で、七飯町のこの局面を乗り越えていけるように、委員会として頑張っていきたいと思いますので、皆様御協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（木下　敏）　就任の挨拶を終わります。

日程第９

発議案第４号　東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書

○議長（木下　敏）　日程第９　発議案第４号東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展

に向けた施策の強化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○９番（中川友規）　発議案第４号東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和８年６月２６日、七飯町議会議長、木下聡様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、稲垣明美議員、楢山明央議員、川上弘一議員、澤出明宏議員、川村主税議員。

東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書。

我が国においては、依然として東京圏への人口、企業、大学、行政機能等の過度な集中が続いており、地方における人口減少、担い手不足、地域経済の縮小、交通・医療等の生活基盤の弱体化といった問題が一層深刻化している。

税収の違いから、どこの自治体に住むかによって、子育て支援や医療などの行政サービスにある程度差が生じることはやむを得ないが、現状においては東京の一極集中に歯止めがかからず、税収が東京だけに集まって、地方が疲弊し続けているのが実態である。

また、当町を含む道南地域においては、急速な人口減少と高齢化の進行により、水産業、農業、観光業等の基幹産業の担い手不足が顕在化するとともに、医療人材の確保や病院経営の面でも厳しい状況が生じており、地域に安心して住み続けるための条件そのものが揺らぎつつある。

このような状況は、個々の地方自治体の自主的努力のみで克服できるものではなく、東京一極集中という国土構造上の問題に起因するものであり、国が責任を持ってその是正に取り組み、地方分散型の国土構造への転換を図るとともに、地方における産業・雇用・生活基盤を総合的に支える政策を強力に推進することが不可欠である。

よって、国に対し、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記。

１、地方公共団体間の財源の均衡化を図り、地域間格差をできる限り縮小し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

２、東京圏への人口、産業、大学及び行政機能の過度な集中を是正し、多極分散型国土の形成を国家戦力として明確に位置づけ、中長期的視点に立った総合施策を推進すること。

３、企業の本社機能及び研究開発拠点等の地方分散を推進するため、地方移転・地方拠点設置に対する財政支援制度の恒久化、拡充を図ること。

４、道南地域の基幹産業である水産業、農業及び観光業の高度化・高付加価値を支援するとともに、再生可能エネルギーなどの地域特性を生かした新産業の創出に対する重点的支援を行うこと。

５、人口減少地域における医療提供体制の維持が困難となりつつある状況を踏まえ、地方においても安心して生活できるよう医療人材の確保支援や地域医療体制の維持に対する財政措置を講じること。

６、地域公共交通の維持・確保に対する安定的な財政措置を講じるとともに、高速通信網の整備及びテレワーク環境の構築など、地方においても多様な働き方が可能となるデジタル基盤の強化を図ること。

７、地方自治体が将来にわたり、安定的に行政サービスを提供できるよう地方交付税の安定確保及び地方創生関連交付金の維持・拡充を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

北海道七飯町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、厚生労働大臣殿、農林水産大臣殿、経済産業大臣殿、国土交通大臣殿、内閣官房長官殿、デジタル大臣殿、内閣府特命担当大臣（地方創生）殿、以上提案といたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許しま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第４号東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

日程第１０

発議案第５号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

―――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第１０　発議案第５号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　読み上げて提案いたします。

発議案第５号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和８年６月２３日、七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、平松俊一。

賛成者、七飯町議会議員、澤出明宏、同じくタケ聡美、同じく稲垣明美、同じく江口勝幸、同じく上野武彦、同じく川村主税。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を負っている。

本町を初め、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて森林整備事業や治山事業など、国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、伐採後の着実な植林や適切な間伐、炉網の整備や国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

２、森林資源の循環利用を推進するため、有料種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など、森林被害対策、ＡＩ技術やＩＣＴ等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

北海道七飯町議会。

提出先は、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、総務大臣殿、文部科学大臣殿、農林水産大殿、経済産業大臣殿、国土交通大臣殿、環境大臣殿、復興大臣殿。

以上であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第５号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第１１

発議案第６号　地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長（木下　敏）　日程第１１　発議案第６号地方財政の充実・強化に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○１３番（川上弘一）　それでは、発議案第６号地方財政の充実・強化に関する意見書につきまして、読み上げまして提案説明に代えさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和８年６月２３日、七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、川上弘一。

賛成者、七飯町議会議員、池田誠悦議員、田村敏郎議員、澤出明宏議員、中川友規議員、神﨑和枝議員。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められております。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しております。

政府は、これまで地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。

しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

２０２６年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、２０２７年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう以下の事項を求めます。

記。

１、社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地方公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

２、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。

３、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。さらなる地方の財源確保に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

４、「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源として、より明確に位置づけること。

５、地域公共サービスを担う人材の確保のため、２０２７年度の給与改定に備え、十分な給与改定費などを措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

６、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出いたします。

北海道七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、総務大臣殿、厚生労働大臣殿、デジタル大臣殿、内閣特命担当大臣（経済財政政策）殿、内閣府特命担当大臣（地方創生）殿。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第６号地方財政の充実・強化に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第１２

発議案第７号　将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書

○議長（木下　敏）　日程第１２　発議案第７号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　それでは、読み上げて提案させていただきます。

発議案第７号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和８年６月２４日、七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、上野武彦。

賛成者、七飯町議会議員、澤出明宏、七飯町議会議員、池田誠悦、七飯町議会議員、川上弘一、七飯町議会議員、平松俊一。

発議案第７号将来にわたり安全・安心な医療・介護制度の提供を求める意見書。

少子高齢化が進む本道において、地方では特に人口減少が厳しい上、昨今の急激な人件費の増加、光熱費・食材料費の高騰なども相まって、現在の医療機関、介護施設等（以下、医療機関等と言う。）を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にある。

日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会の３病院団体による２０２４年度病院経営定期調査では、全病院（１，０４３病院）の同年６月の医業収益は前年同期費１．５％減、医業費用は０．６％増、医業利益、経営利益ともに２期赤字で減益となっている。

独立行政法人福祉医療機構が令和６年６月に実施した病院経営動向調査によると、一般病院の赤字病院割合は３９．８％（前年比１５．３％増）、同様に医療型病院で２９．３％（同４．９％増）、精神科病院で４４．１％（同１７．６％増）と増加し、約４割の医療機関が赤字経営となっているほ

か、医師の高齢化や経営不振などの理由により、診療所の廃止が進んでいる。

また、介護事業においても、事業者の倒産が昨年、過去最多となっており、特に訪問介護事業は、介護報酬の引き下げなどの影響によって、大変厳しい経営状況にある。このままでは、医療機関等における人材確保がさらに難しくなり、地域における医療・介護が維持できなくなる。

他の一般の分野では、価格転嫁という手法も得られるが、公定価格により運営する医療機関等は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらに日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬や介護報酬（以下、診療報酬等と言う。）の設定が必要である。

よって、国においては、医療機関等の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬等の在り方も含め、引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。また、エネルギー、原材料及び資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について、令和６年度診療報酬改定等で対応されたところであるが、なお不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬等の改定や国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講じるよう強く要望する。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、厚生労働大臣殿、以上です。よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第７号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第１３

議員の派遣について

○議長（木下　敏）　日程第１３　議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思います。

また、閉会中において、緊急を要する場合にあっては、派遣の目的、場所、時間等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

また、閉会中において緊急を要する場合にあっては、議長に一任することに決定いたしました。

日程第１４

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下　敏）　日程第１４　閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、特定の案件について閉会中に委員会活動をしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長申出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前１１時１９分　休憩

午前１１時２３分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

閉　会　宣　告

○議長（木下　敏）　以上で、本定例会に付議された全て案件の審議は終了いたしました。

よって、令和８年第２回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１１時２３分　閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員